第８回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://hd.finatext.com/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2017年２月27日	2017年11月27日	2018年２月26日
新株予約権の数		992,324個	11,505個	3,156個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　992,324株	普通株式　1,150,500株	普通株式　315,600株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払込は要しない	新株予約権と引き換えに払込は要しない	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		70円	87円	87円
権利行使期間		2020年２月28日～ 2027年２月27日	2017年11月30日～ 2027年11月30日	2018年２月28日～ 2028年２月28日
行使の条件		注	注	注
役員の保有状況	区分	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）
	新株予約権の数	992,324個	11,505個	3,156個
	新株予約権の目的となる株式の数	普通株式　992,324株	普通株式　1,150,500株	普通株式　315,600株
	保有者数	２名	３名	２名

（注）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は関係会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。

（２） 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(2)その他新株予約権に関する重要な事項

当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブ・プランを導入しております。

	第２回新株予約権
発行決議日	2017年11月27日
新株予約権の数	17,190個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　1,719,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	87円
権利行使期間	2017年11月30日～2027年11月30日
行使の条件	注

（注）新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

① 定められた払込価額を下回る価格を対価とする、当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)。

② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた払込価額を下回る価格を対価とする売買、その他の取引が行われたとき(但し、株主間契約や従業員持株会の規則に基づく場合等、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた払込価額を下回る価格となったとき。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、定められた払込価額を下回ったとき(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、

当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

(3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

本信託（第２回新株予約権）の概要は以下のとおりです。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	林　良太
信託契約日	2017年11月27日
信託の種類と 新株予約権数	(A01) 8,595個 (A02) 8,595個
交付日	(A01)2020年11月30日又は金融商品取引所に上場後半年が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午 (A02)2022年11月30日又は金融商品取引所に上場後２年半が経過する日のいずれか遅い日(但し、当該日が営業日でないときは当該日の翌営業日)の正午
信託の目的	(A01)に第２回新株予約権8,595個(１個あたり100株相当) (A02)に第２回新株予約権8,595個(１個あたり100株相当)
受益者適格要件	当社グループの役職員等を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託(第２回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「金融をサービスとして再発明する」というミッションの下、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を目指します。

これらを実現するため、的確かつ迅速な意思決定及び機動的な執行を行うことを経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備・運用し、業務を適切に分掌し、その改善・充実を図っていくとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに係る教育、啓蒙、指導に注力する方針です。

また、反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理ルールに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものといたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスクマネジメント規程に従い、それぞれの会社及び部門がリスク対応を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はグループリスク管理委員会が行い、その事務局は当社の管理部門が行うものとします。新たに生じたリスクについては速やかに代表取締役が対応し、責任者となる取締役を定めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

イ．職務権限・意思決定ルールの策定

ロ．常勤取締役、常勤監査役、国内子会社代表取締役、現場責任者、経理担当、内部監査担当を構成員とする経営会議の設置

ハ．取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標、月次・四半期・通期業績管理の実施

ニ．取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役、部門長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限・責任を有します。内部監査担当は各部門の内部統制運用状況について内部監査を実施し、その結果を取締役、監査役及び各部門責任者に報告し、各部門責任者は必要に応じて内部統制の改善策を実施します。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性を保つ体制

監査役の求め又は指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置します。この場合、当該人員は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保します。また、当該人員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重します。

(7) 当社グループの取締役及び使用人の監査役・監査役会への報告体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役・監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役・監査役会に報告します。

監査役・監査役会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。また、監査役は定期的に、監査法人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うことで監査の効率性及び実効性を確保します。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社及び当社の子会社の取締役の職務執行については、社内規定に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、独立役員が、取締役会にて積極的に発言をする機会を設けております。なお、取締役会の資料及び議事録は、適切に保管されております。

②当社は、各部門からの情報収集をもとに、グループリスク管理委員会等を通じてリスク情報を共有することにより、リスクの顕在化の未然防止に努めております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

③ 監査役会は、常勤監査役を議長として、監査役３名(うち社外監査役３名)で構成され、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監督し、取締役の職務執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を実施しております。また、内部監査担当の報告を聴取し、代表取締役とも原則として毎月１回意見交換を行っており、常時重要項目の協議を行っております。

④ 当社の子会社には、当社の取締役、会計監査人及び内部監査室が定期的に監査を行い、企業集団の業務の適正を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

自　2021 年 4 月 1 日
至　2022 年 3 月31日

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,685,651	△3,032,823	5,752,828
当期変動額				
新株の発行	1,747,112	1,747,112	－	3,494,225
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	－	－	△669,944	△669,944
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	1,747,112	1,747,112	△669,944	2,824,281
当期末残高	1,847,112	10,432,764	△3,702,767	8,577,110

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	182	1,055	1,237	8,540	723,343	6,485,951
当期変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	3,494,225
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	△669,944
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12	7,478	7,465	△3,125	△125,445	△121,105
当期変動額合計	△12	7,478	7,465	△3,125	△125,445	2,703,176
当期末残高	169	8,534	8,703	5,414	597,898	9,189,127

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）　連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔ
株式会社Ｋ－ＺＯＮＥ
株式会社ナウキャスト
株式会社スマートプラス
スマートプラス少額短期保険株式会社
株式会社Ｔｅｑｎｏｌｏｇｉｃａｌ
Teqnological Asia Co., Ltd.

（2）　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、以下のとおりであります。

3月31日　7社

連結子会社であるTeqnological Asia Co., Ltd.の決算日は９月30日でありましたが、当連結会計年度より３月31日に決算期を変更しております。

（3）　会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ⅰ　トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

時価法で計上しております。

ⅱ　トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外もの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) で計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法で計上しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	4～20年
器具備品	5～10年

ⅱ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金及び準備金の計上基準

特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

その他の責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）(以下「収益認識会計基準等」という。）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ⅰ金融インフラストラクチャ事業

金融インフラストラクチャ事業は、金融サービスを運営するのに必要となる複雑な基幹システムを、クラウド上でSaaS型のシステムとして、顧客に提供しております。

ソフトウェアの受注開発の契約に関する履行義務は、資産に対する支配を顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合

理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

ⅱビッグデータ解析事業

ビッグデータを保有するから受領した企業のデータを解析し、解析結果をライセンスとして外部に販売するデータライセンス事業と、金融機関や事業会社に対して、保有するビッグデータを活用したマーケティングやサービス改善、業務効率向上の支援を行い、開発委託費等を受領するデータ解析支援サービス事業を行っております。

データライセンス事業においては、ライセンスの契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。データ解析支援サービス事業においては、データ引渡時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡時点で収益を認識しております。

ⅲフィンテックソリューション事業

フィンテックソリューション事業では、金融機関向けにデジタルトランスフォーメーション及びデジタルマーケティングの支援として、ソフトウェアの受注開発及びサービスの提供を行っております。ソフトウェアの受注開発に係る収益認識については、上記金融インフラストラクチャ事業のソフトウェアの受注開発と同様となります。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2．会計方針の変更

（1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下 「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、ソフトウェアの受注開発に係る収益について、従来は、工事進行基準で収益を認識しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。前連結会計年度の連結計算書類において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」

及び「契約資産」に「流動負債」に表示していた「その他」は当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示することといたしました。この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金が32,750千円減少し、契約資産が32,750千円増加し、流動負債のその他が110,064千円減少し、契約負債が110,064千円増加しております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える損益への影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年７月４日)第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3．収益認識に関する注記

（1）収益の分解情報

当社グループは金融インフラストラクチャ事業、フィンテックソリューション事業、 ビッグデータ解析事業を営んでおります。取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの３事業で計上する収益を売上高として表示しております。収益認識の契約形態別に分解した金額は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	金融インフラストラクチャ事業	フィンテックソリューション事業	ビッグデータ解析事業	計
売上高				
証券インフラストラクチャビジネス	754,128	—	—	754,128
保険インフラストラクチャビジネス	236,622	—	—	236,622
マーケティング・ビジネス	—	198,757	—	198,757
ソリューション・ビジネス	—	633,978	—	633,978
データライセンス・ビジネス	—	—	685,866	685,866
データ解析支援ビジネス	—	—	78,127	78,127
顧客との契約から生じる収益	990,750	832,736	763,994	2,587,481
その他の収益	136,615	—	—	136,615
合計	1,127,366	832,736	763,994	2,724,097

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（3）会計方針に関する事項の④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3） 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に請負契約等によるソリューションサービスにおいて、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に、ライセンス契約における顧客からの前受金であり収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、63,548千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

1年内	288,339 千円
1年超	― 千円
合計	288,339 千円

4．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、次のとおりです。

（1）非上場株式

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券　　47,728千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する上記の非上場株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。

また、投資有価証券の評価にあたり、時価のない有価証券の実質価額の見積については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれております。

（2）固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ソフトウェア　　156,504千円

長期前払費用　　1,000 〃

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として会社単位を基準に資産のグルーピングを行っております。減損の兆候がある資産グループについて、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要な資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上する方針としています。なお、回収可能価額は使用価値もしくは正味売却価額により測定し、金額の大きいものを回収可能価額としております。将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額を零として評価しています。

株式会社スマートプラスは、継続して営業損失を計上していることから、減損の兆候があると判断しました。株式会社スマートプラスは、中期的に自社開発サービスの利用パートナー数を大きく増やし、月額固定収益及び従量課金収入を大きく増やすことで安定的な収益基盤を構築するとともに投資回収を図る事業計画であるため、足元での営業黒字化が困難な状況であります。かかる状況により、回収可能価額が資産グループの帳簿価額を下回るため、減損損失を143,273千円計上しております。また、その他の会社において認識された減損損失と合わせ、連結損益計算書において減損損失を157,504千円計上しております。

減損損失の認識の判定において使用される割引前キャッシュ・フローは、取締役会にて承認された翌連結会計年度の事業計画の営業利益を基礎としております。

当該見積りは、外部環境等によって影響を受ける可能性があり、将来の売上予測等の仮定が含まれます。前提条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5．連結貸借対照表に関する注記

（1）　有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　　28,374千円

（2）　金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、金融商品取引業者等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

（3）　その他の責任準備金

保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

（4） 担保に供している資産

当社グループは、主に借入契約及び通常の慣習的な条件に基づいて行われる信用取引及び貸株取引に基づく 債務の担保として資産を差し入れています。 当社グループが、担保として差し入れた資産の帳簿価額は、以下のとおりです。

担保に供している資産

現金及び預金	400,000千円
計	400,000千円

担保資産に対応する債務

信用取引借入金	51,538千円
計	51,538千円

また、信用取引借入金の担保として、自己融資見返り株券220,459千円を差し入れております。

6．連結損益計算書に関する注記

（1） 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「注記事項収益認識に関する注記（1） 収益の分解情報」に記載しております。

（2） 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給与手当	439,196千円
広告宣伝費	411,089 〃
業務委託費及び支払報酬	362,869 〃

（3） 減損損失

用途	場所	種類	減損損失（千円）
事業用資産	東京都千代田区	ソフトウェア	156,504
		長期前払費用	1,000

当社グループは、原則として、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である会社単位を資産グループとしてグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額をゼロとして評価しております。

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1） 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　48,754,628株

（2） 当連結会計年度の末日における自己株式の総数

該当事項はありません。

（3） 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　4,177,424株

（4） 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

8．リース取引に関する注記

（借主側）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内　　11,663千円

9．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

i 金融商品取引業

国内証券子会社は、従来型の株式取引委託手数料は無料とし、現物取引においてはお客様から注文を受けた際に、東証の価格とダークプールの価格のうち、有利な方を瞬時に選択して発注するサービス（SMART取引）を提供しております。信用取引のサービスも前連結会計年度より開始しております。

お客様からの買い付け資金・信用取引の保証金をお預かりすることにより預り金や受入保証金が生じております。さらに、法令に基づきお預かりしている資金相当額を保全するために信託財産として預託する必要があるため、預託金が生じております。また、信用取引を行う際には、母店証券会社に保証金を預託するための差入保証金、並びに取引残高相当額の証券業における信用取引資産・信用取引負債が生じます。

ⅱ 金融商品取引業以外

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資及び銀行借入によって調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

ⅰ 金融商品取引業

証券業における預託金及び短期差入保証金については信用リスクに晒されておりますが、証券業における預託金は信託先との契約に基づき、証券業における短期差入保証金については母店証券会社にてそれぞれの財産が保全されているため、信用リスクは極めて低くなっております。

トレーディング商品についてはマーケットリスク、未収入金及び証券業における信用取引資産については顧客又は取引先に対する信用リスクに晒されております。

ⅱ 金融商品取引業以外

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、子会社の買収資金の調達等を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で2年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 証券業

国内証券子会社である株式会社スマートプラスのリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、自己資本規制比率及びその算定の基となるリスク相当額の限度枠を計算し、業務全般のインシデント管理を行っております。

リスク相当額の限度枠は、株式会社スマートプラスの取締役会承認事項として予め設定し、日々算出されるリスク相当額を限度枠内に収めて運営することにより管理しております。なお、リスク相当額の算定は、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準を定める件」に従っております。

(a) 信用リスクの管理

信用取引に係る与信限度額、立替発生の防止及び発生の処理などに関する管理は、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しております。また、信用取引に伴うリスク量を含む取引先リスク相当額及び自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、毎営業日に経理部が算定しております。

(b) 市場リスクの管理

顧客分別金信託及び営業投資有価証券の運用・管理方針は、社内規程で定め、個別の投資は投資額に応じて社内規定に基づき実施しております。また、これらの市場リスク相当額を含む自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、経理部が算定しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

支払準備の確保、支払期日の管理方法など資金調達に係る管理方法は経理規程等により定めております。また資金繰りの状況は、経理部が管理し、的確な把握を行っております。

ii 少額短期保険業

少額短期保険業を営む子会社であるスマートプラス少額短期保険株式会社は、「リスク管理規程」を整備し、リスクの特定、評価、コントロール及びモニタリング並びに経営への報告を行うことにより、リスク管理を実施しております。また、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

(a) 市場リスクの管理

有価証券等の市場リスクを有する資産について、保有限度額及び損失限度を設定し、運用資産残高や含み損益の状況等のモニタリングを行っております。

(b) 信用リスクの管理

与信先ごとの信用格付けに基づいた与信限度額を設定するとともに、大口与信先へのリスクの集中を回避するために総与信残高管理を行っております。また、個別案件の与信審査や問題債権等のモニタリングを行っております。

(c) 流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

iii その他

(a) 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念が見込まれる場合にはグループリスク管理委員会へ報告した上で、対応策を講じております。連結子会社についても、各社の与信管理規程に従って、同様の管理を行っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額47,728千円）は投資有価証券には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金・売掛金・証券業における預託金・証券業における信用取引資産・証券業における短期差入保証金・未収入金・買掛金・未払法人税等・証券業における預り金・証券業における信用取引負債・証券業における受入保証金・1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	111	111	―
(2) 長期差入保証金	111,085	111,091	6
資産計	111,196	111,203	6
(1) 長期借入金	37,500	37,396	△103
負債計	37,500	37,396	△103

（3）金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	106	―	―	106

(注)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年７月４日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は５千円であります。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	―	111,085	―	111,085
長期借入金	―	37,500	―	37,500

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期差入保証金

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	176円10銭
１株当たり当期純損失（△）	△16円36銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（子会社の設立）

１.子会社設立の目的

金融業界の事業環境を背景に、当社グループは、証券及び少額短期保険分野において、当社グループが金融機関となり、生活に密接にかかわるパートナー企業が仲介業者等となり、金融サービスを共同で提供してまいりました。貸金分野においても、証券及び保険業界と同様の課題と機会があると認識しており、貸金業への算入は当社グループの更なる事業拡大に資すると考え、子会社を設立することといたしました。

2．設立する子会社の概要

（1）名称	株式会社スマートプラスクレジット	
（2）所在地	東京都千代田区九段北１丁目８番10号住友不動産九段ビル９階	
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　高平　大輔	
（4）事業内容	貸金業	
（5）資本金	250百万円	
（6）設立年月日	2022年４月１日	
（7）大株主及び持株比率	株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス(100%)	
（8）上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社の100%子会社
	人的関係	当社代表取締役が当該子会社の取締役として兼任します。また、当社従業員１名が当該子会社の代表取締役を、当社取締役１名が当該子会社の取締役を兼任します。
	取引関係	当該会社の経営管理業務の委託を目的とした業務委託契約を、当社と当該会社の間で締結しております。

株主資本等変動計算書

自　2021 年 4 月 1 日
至　2022 年 3 月31日

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	繰越利益剰余金				
当期首残高	100,000	7,693,840	△1,080,322	6,713,517	182	8,540	6,722,240
当期変動額							
新株の発行	1,747,112	1,747,112	－	3,494,225	－	－	3,494,225
当期純損失（△）	－	－	△44,495	△44,495	－	－	△44,495
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	△12	△3,125	△3,138
当期変動額合計	1,747,112	1,747,112	△44,495	3,449,730	△12	△3,125	3,446,591
当期末残高	1,847,112	9,440,952	△1,124,817	10,163,248	169	5,414	10,168,832

※　金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4年
器具備品	4年

（3）外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社は関係会社からの経営管理料を収益計上しております。経営管理料においては、経理業務、マネジメント業務等を総合的に提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2．会計方針の変更

（1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下 「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。なお、当事業年度において、計算書類に与える損益への影響はありません。

（2） 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（1）非上場株式

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	5,733,153千円
投資有価証券	47,728千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する上記の非上場株式について、実質価額が取得原価と比べて50%以上下落したものについては、「著しく下落した」ものとして、回復可能性が十分な根拠により裏付けされる場合を除き減損処理を行っております。

また、投資有価証券の評価にあたり、時価のない有価証券の実質価額の見積については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれております。

4．貸借対照表に関する注記

（1）	有形固定資産の減価償却累計額	26,331	千円
（2）	関係会社に対する金銭債権		
	短期金銭債権	896,329	千円

5．損益計算書に関する注記

（1）	関係会社との取引高		
	営業取引による取引高		
	売上高	291,126	千円
	営業外収益	646	〃

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	6,491	千円
子会社株式	40,345	〃
未収入金	586	〃
未払金	601	〃
未払費用	3,871	〃
資産除去債務	5,406	〃
減価償却超過額	13,472	〃
繰越欠損金	233,202	〃
繰延税金資産小計	303,974	千円
評価性引当額	△303,974	〃
繰延税金資産合計	—	〃

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	取引関係			
			取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 Finatext	100%	本社費用の配賦売上及び経営管理料等（注１）	149,270千円	未収入金	23,807千円
			経費の立替	48,515千円	未収入金	26,465千円
子会社	株式会社 ナウキャスト	100%	本社費用の配賦売上及び経営管理料等（注１）	61,379千円	未収入金	9,919千円
			経費の立替	40,998千円	未収入金	7,567千円
子会社	株式会社 スマートプラス	85%	本社費用の配賦売上及び経営管理料等（注１）	53,843千円	未収入金	7,215千円
			経費の立替	58,706千円	未収入金	7,951千円
			資金の貸付（注２）	800,000千円	関係会社長期貸付金	800,000千円
			利息の受取（注２）	646千円	未収収益	646千円

（注）１．本社費用の配賦売上及び経営管理料等は当社で定めた配賦基準に基づいて各子会社へ配賦しております。
２．株式会社スマートプラスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	208円46銭
１株当たり当期純損失（△）	△1円09銭

9．収益認識に関する注記

（１）収益の分解情報

当社は持株会社としてグループ子会社の経営管理等を行っており、主な財又はサービスの種類は、子会社への経営管理料等であります。当該事業の売上高は291,126千円であります。

（２）収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 重要な後発事象に関する注記

（子会社の設立）

1.子会社設立の目的

金融業界の事業環境を背景に、当社グループは、証券及び少額短期保険分野において、当社グループが金融機関となり、生活に密接にかかわるパートナー企業が仲介業者等となり、金融サービスを共同で提供してまいりました。貸金分野においても、証券及び保険業界と同様の課題と機会があると認識しており、貸金業への算入は当社グループの更なる事業拡大に資すると考え、子会社を設立することといたしました。

2．設立する子会社の概要

（1）名称	株式会社スマートプラスクレジット	
（2）所在地	東京都千代田区九段北１丁目８番10号住友不動産九段ビル９階	
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　高平　大輔	
（4）事業内容	貸金業	
（5）資本金	250百万円	
（6）設立年月日	2022年４月１日	
（7）大株主及び持株比率	株式会社Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス(100%)	
（8）上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社の100%子会社
	人的関係	当社代表取締役が当該子会社の取締役として兼任します。また、当社従業員１名が当該子会社の代表取締役を、当社取締役１名が当該子会社の取締役を兼任します。
	取引関係	当該会社の経営管理業務の委託を目的とした業務委託契約を、当社と当該会社の間で締結しております。